

よくあるお問い合わせ（Q & A）

＜１．事業テーマ・応募区分＞

- Q1－1 重点項目には、どのような事業が対象となりますか？
- Q1－2 応募区分はどのように選択したらよいですか？
- Q1－3 畜産には、どのような業種や畜種が対象になりますか？

＜２．応募者の要件＞

- Q2－1 複数の者で事業を実施する場合は、どのように応募したらよいですか？
- Q2－2 委託先が決まっていないのですが、応募できますか？

＜３．事業計画＞

- Q3－1 推進及び評価委員会を設置しなければならないのはなぜですか？
- Q3－2 推進・評価委員の選定方法及び人数はどのように決定したらよいですか？

＜４．事業経費・積算＞

- Q4－1 具体的な経費が不明なまま応募することはできますか？
- Q4－2 情報収集を目的とした学会参加費は助成対象となりますか？
- Q4－3 論文投稿費や論文の英訳費は対象となりますか？
- Q4－4 当初、事業終了後は継続して使用しないこととしていたリース物品について、その後の事業変更により別の事業に継続使用することは可能ですか？
- Q4－5 固定資産として管理するソフトウェアの開発費とはどのようなものですか？
- Q4－6 外注費と委託費の違いは何ですか？

＜５．資産の管理＞

- Q5－1 知的財産権にはどのようなものがありますか？

＜６．事業の評価＞

- Q6－1 事後評価の実施スケジュールはどのようになっていますか？

＜７．その他＞

- Q7－1 過去の畜産振興事業や事業評価結果を閲覧することは可能ですか？

< 1. 畜産振興事業の概要 >

Q1-1 重点項目には、どのような事業が対象となりますか

(答)

1. 応募する事業内容は、国の実施しているどのような畜産関連施策に対して、どのように補完効果を発揮できるのか明確である必要があります。
2. また、事業成果目標が、重点事項の内容に直接結びつく必要があります。

Q1-2 応募区分はどのように選択したらよいですか

(答)

1. Q1-1 に沿って、事業内容が重点項目に該当することが確認できる場合は、重点項目の応募区分を選択の上、一番合致する重点事項を選択して応募してください。
2. 大学等において、新たな技術等の研究開発を行う事業については、研究開発の応募区分を選択の上、応募してください。
3. 重点項目及び研究開発に該当しない場合は、その他の区分を選択の上、応募してください。

Q1-3 畜産には、どのような業種や畜種が含まれますか？

(答)

1. 畜産には、総務省が公表している日本標準産業分類の細分類のうち「酪農業」、「肉用牛生産業」、「養豚業」、「養鶏業」及び「その他の畜産農業」が含まれ、これらの産業において飼養される畜種が含まれます。
2. 「その他の畜産農業」には、馬、めん羊、やぎ、鶏以外の家きん（うずら、あひる、七面鳥など）、みつばち等を飼養する畜産業が含まれます。
3. なお、馬については、主として家畜衛生に関するものが畜産振興事業の対象となります。

＜２．応募者の要件＞

Q 2－1 複数の者で事業を実施する場合は、どのように応募したらよいですか？

(答)

1. 複数の者が共同して事業を実施する場合は、事業全体の進捗管理や調整等を行う責任者が代表して応募し、その他の者は、共同応募者として応募してください。
2. なお、応募書類において、共同応募者の役割等を明確にする必要があります。

Q 2－2 委託先が決まっていないのですが、応募できますか？

(答)

1. 委託先と契約前であっても、応募することが可能です。
2. ただし、応募事業の審査において、委託の必要性、委託候補先の事業遂行能力等について確認するため、応募書類には、委託内容、委託先の選定条件・選定方法及び委託候補先を記載する必要があります。

< 3. 事業計画 >

Q3-1 推進・評価委員会を設置する目的はなんですか

(答)

1. 事業を計画的に実施し所要の成果をあげるためには、年度当初に1年間の事業計画に関して議論や確認を行うとともに、年度末に1年間の成果の確認や課題の整理を行い、更に複数年度の事業の場合、その結果を次年度に活かしていくといった進め方が不可欠です。また、委託や共同実施により事業実施主体以外の者が事業に参画する事業の場合には、全体の進捗状況を俯瞰的に捉えて進行管理を適切に行うことが必要です。このような進行管理を担う組織として、全ての事業において、推進委員会の設置を求めています。
2. 評価委員会については、事業実施主体自ら事業成果を評価する自己評価を適切に実施するため、設置を求めています。
3. 事業の進行管理及び評価を行う上では、第三者的立場で事業の進捗状況を監督し、広く外部の意見を反映させる方が望ましいことから、推進委員会及び評価委員会の委員は、外部専門家・外部有識者を構成員とすることを要件としています。事業実施主体、共同実施主体、委託先等の事業実施に係る者を委員とすることはできません。

Q3-2 推進・評価委員の選定方法及び人数はどのように決定したらよいですか

(答)

1. 推進・評価委員の選定にあたっては、事業内容に基づき、必要な分野を特定の上、専門家・有識者を選定する必要があります。
2. 委員の人数に制限はありませんが、適切に事業の推進・評価が実施できる人数とするとともに、同じ分野で複数の委員を選定する場合は、必要性や役割を明確にする必要があります。

< 4. 事業経費 >

Q 4 - 1 具体的な経費が不明なまま応募することはできますか？

(答)

1. 応募事業の審査においては、予算規模や費用対効果等が適切であるかについても審査するため、応募時に全ての経費の積算根拠を明確にする必要があります。
2. また、原則として、採択後に、事業内容や経費を追加することはできませんので、事業に必要な経費を適切に算出してください。
4. なお、応募時に積算されていた経費であっても、該当年度内に使用しない量の消耗品等を購入した場合等は、助成金の返還を求める場合があります。

Q 4 - 2 情報収集を目的とした学会参加費は助成対象となりますか？

(答)

1. 原則として、事業の最終年度に、事業実施主体が、国内の学会において事業成果を発表する場合に限り、発表者に係る旅費・参加費が助成対象となります。
2. このため、事業成果以外の内容に関する発表、情報収集のみの学会参加、同行者に係る旅費・参加費は対象となりません。

Q 4 - 3 論文投稿費や論文の英訳費は対象となりますか？

(答)

1. 原則として、助成の対象外となります。

Q 4 - 4 当初、事業終了後は継続して使用しないこととしていたリース物品について、その後の事業変更により別の事業に継続使用することは可能ですか？

(答)

事業終了後に譲渡・再リース等により別の事業に継続して使用することは可能ですが、その状況に応じて必要な手続きを行う必要があります。

(1) 自主事業において引き続き使用したい場合

継続使用期間のリース料相当額（※）の減額又は返還を行う必要があります。

- ※ 当初設定したリース期間に、継続使用期間を加えたもの（この期間が法定耐用年数を上回る場合は、法定耐用年数とする。）を新たなリース期間とみなし、これに基づいて算出した継続使用期間に係るリース料相当額。

(2) 新たに採択された畜産振興事業において使用する場合

そのまま使用することが可能ですが、応募申請時にその旨を明記する必要があります。また、その利用状況については確認させていただきます。

Q4-5 固定資産として管理するソフトウェアの開発費とはどのようなものですか？

(答)

1. 固定資産として管理するソフトウェアの開発費は、企業会計基準委員会（ASBJ）移管指針第8号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）の1～22に準拠し判断します。ソフトウェアの開発を予定している事業実施主体においては、実務指針により、それが固定資産として管理するソフトウェアの開発費に該当するかどうか（実務指針におけるソフトウェアに該当するものか、どのような作業を行うものか、完成したソフトウェアの利用により収益獲得又は費用削減が確実であるかどうか、など）をよく検討する必要があります。
2. なお、実績報告時には、再度、その経費の内容やソフトウェア開発に該当する費目の範囲等について検討を行い、公認会計士等の専門家の確認をとるなど適切に計上する必要があります。（当初、固定資産として管理しないものとしていたものについて、結果として固定資産として登録したものについては、補助率を5／10以内として助成金額の減額又は返還を行うこととなります。）

Q4-6 外注費と委託費の違いは何ですか？

(答)

1. 畜産振興事業においては、外注費は、単発又は補助的なサービスに対する経費です。成分分析費等の単価の定まったサービス料等が該当します。
2. 委託費については、まとまった事務や事業項目、専門的な調査、設計・開発などを外部の業者へ丸ごと委ねるための経費です。独立した一定の業務計画や成果物を必要とするため、応募事業の審査において委託予定先の業務能力等について審査を行うとともに、採択後の助成金交付手続きにおいて委託契約書や業務規程の承認や確認を行います。

< 5. 資産の管理 >

Q5－1 知的財産権にはどのようなものがありますか？

(答)

知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権及び商標権をいいます。

< 6. 事業の評価 >

Q 6 - 1 事後評価の実施スケジュールはどのようになっていますか

(答)

採択年度

1. ヒアリング評価の対象候補者への通知 (5 月頃)
ヒアリング評価の対象候補となった場合は、採択通知後に J R A から通知
2. 評価委員会において事業内容について説明 (7 月頃)
ヒアリング評価の対象候補となった事業実施主体は、評価委員会に出席し、事業内容を説明
3. ヒアリング評価対象事業の決定
評価委員会においてヒアリング評価対象事業を決定し、J R A から事業実施主体に通知

事業終了翌年度

4. 自己評価票の提出
全ての事業実施主体は、事業終了年度の翌 4 月末までに、自己評価票を振興会に提出
5. 書面評価の対象候補者への通知 (9 月頃)
評価委員会において書面評価対象事業を決定し、J R A から事業実施主体に通知
書面評価対象事業となった事業実施主体は、書面評価に必要な資料を提出
6. ヒアリング評価 (9 月頃)
ヒアリング評価の対象事業実施主体は、ヒアリング評価に必要な資料を提出するとともに、評価委員会に出席して事業成果について説明
7. 評価結果の公表 (1 2 月頃)

< 7. その他 >

Q 7 - 1 過去の畜産振興事業や事業評価結果を閲覧することは可能ですか
--

(答)

J R A ホームページのトップページから「企業情報」>「Be With. (社会貢献活動)」>「JRA の畜産振興への取組み」の順に進んでいただくと、過去に助成を受けた畜産振興事業の概要、自己評価票及び事業評価報告書がご覧いただけます。

(U R L : <https://www.jra.go.jp/company/social/animal-life/livestock-promotion-project/>)